

由良町指定給水装置工事事業者 更新申請のご案内

【提出書類】

	個人	法人	備考
「指定給水装置工事事業者指定申請書」(様式第1)	○	○	表面と裏面があります(両面とも記入してください。) <u>A4両面印刷</u>
「機械器具調書」(別表)	○	○	管の切断用(金切りのご等)・管の加工用(やすり, パイプねじ切り器等)・接合用(トーチランプ, パイプレンチ等)・水圧テストポンプが必要。
「誓約書」(様式第2)	○	○	
「住民票」の写し	○	-	(注1)
「定款」の写し	-	○	<u>直近のものを添付し, 原本の写しである旨の記入と, 会社印を押印してください。</u> 財団法人の場合は「寄付行為」の写しを添付してください。
登記事項証明書	-	○	(注1)
給水装置工事主任技術者免状(賞状)の写し、または給水装置工事主任技術者証の写し	○	○	
指定給水装置工事事業者指定更新時確認事項	○	○	

(注1) 3ヶ月以内に交付されたもの。コピー不可。

【申請手数料】

・更新の申請 5,000円

【申請場所】

〒649-1111

和歌山県日高郡由良町大字里1220-1

由良町役場 上下水道課

電話(直通) 0738-65-1804